

明治十七年白山比咩神社宮司横山政和が、同社に行はれる居入神事が國司任國入部の神事なることを考證したものである。

キカハゼンスケ 井川善助 京都在住の町人で加賀藩用を勤め、天明五年大坂の御藏元を命ぜられたが、富田彦左衛門好禮等と相結託した廉を以て、翌年十一月十四日藏元を除き御扶持を召放された。

キカハゼンロク 井川善六 京都在住の町人で、元和申から加賀藩の金銀御用を命ぜられ、寛永十一年七月歿した。次代善六繼ぎ、又同御用を命ぜられ、寛文二年知行三百石を給せられ、天和元年歿。延享の頃は五代善六で、その子に善助があつた。

キキモイリ 井肝煎 藩政時代の用水の肝煎で、それを井肝煎といふのは堰肝煎の義であらう。これは能登になく、加賀・越中のみ存したが、それを置く用水は古來定まつてゐた。井肝煎は組合頭又は長百姓中によつて選定せられ、堰下村役人同意の願書を提出して、改作奉行の認可を受けるを要し、その扶持米は堰下諸村から水の當り高に比例して徴收せられた。

キダ 井田 鹿島郡淺井庄に屬する部落。能登名跡志に、『二宮より井田村近し。往來に橋あり。此川上に御瀧とてあり。此瀧の不動尊靈驗ありて、此瀧に打たる、者諸病を治する也。人籠る也。脇に熊野權現の能き社あり。別當圓光寺というて眞言宗なり。瀧本というて名茶あり。又此村の百姓に新四郎といふ者の境内に、舟山というてあり。此小山の根に昔より石の唐櫃あり。是を穿ちなどすれば凶事ありとて、深く隠してあり。』とある。

明治中に至り一時小字井田原山分を獨立せしめ、後又之を併せた。

キダ 井田 珠洲郡栗津の内の小字。

キダカンガイ 井田寒涯 珠洲郡眞脇の俳人。通稱一藏又は七左衛門。覽泉・秋佳子・冥々庵・妙々庵等の號があり、また寒屋とも書いた。關東の門に學び、多く行脚を楽しんでゐたが、文化七年十月廿六日六十八歳を以て歿した。その句集に寒涯發句集及び旅ぶくろがある。

イダカンガイイボクシユウ 井田寒涯遺墨集 稿本一冊。寒涯が諸俳論を拔萃し、又萬葉集中その好んだ和歌をも書いたものである。

キダナカムラ 井田中村 天正九年八月十七日長連龍が笠松但馬守に與へた書狀に、『今度者金子貳枚御馳走令祝着候。就其井田中村之内齋藤新五郎知行方、米錢共に四拾貫文之分永代相渡申候間、可有御知行候。』とある。井田中村は鹿島郡の内であらうが、後世その名を存せぬ。

キダノタキ 井田の瀧 鹿島郡井田に在る。↓キダ 井田。

キダハラヤマブン 井田原山分 鹿島郡井田の一部である。古老紀談に石動山合戦のことを叙して、『佐久間立番懸懸りは井田原三ぼうがだけ三つ尾口にて御座候。』とある。明治に至り一時獨立の部落として取扱はれたことあり、後又井田に併せられた。
キダマチ 蘭田町 金澤の町名。もと村地で、蘭田のあつた所を相對請地としたのでこの町名がある。
キツツコバンキン 井筒小判金 ↓キンカ

金貨。
キツツコバンキン 井筒小判銀 ↓ギンカ 銀貨。

キツツナミ 井筒波 鳳至郡古君の磯に寄せる波をいふ。能登名跡志に『此の磯に井筒波といひて名所あり。相逢波ともいへり。井筒波ともいへり。我こそは名にのみたて、諸橋の渡し相合波の間もなき。筒井筒いつの名にのみふる君の老にけらしな波のかずく。』とある。

キデゴウ 井手郷 石川郡の古郷名。和名抄に、『石川郡井手、井天』とあるものである。井手は泉の意で、五ヶ庄増泉村に清水のあるのが郷名の起本であらうといふ。

キデシヨウスイ 井出松翠 晩年正水に作る。號は臥溪又は渡齋子。父は六左衛門渡齋で、阿波侯に仕へ、三百石を受けたが、後加賀に浪人してゐた。松翠書を田内鐵舟に學び、寛文十年十一月藩に召出され、二十人扶持を得て御書物役を勤めた。時に年廿七。致仕の後洛南に隱居し、尙十人扶持を受けた。著書に草書淵海があり、延寶中に上梓せられてゐる。

キナミヤ 井波屋 金澤香林坊橋の高西側の商家であつた。關山私記に、寶曆七年七月七日香林坊橋の高井波屋と徳光屋との兩商家へ、惣構敷の邊から日中鼠彫しく出で、人々追拂うたが猶更増加して奇怪を極めたから、町會所へ届出たとある。

イノイヘゴウ 井家郷 加賀郡の古郷名。和名抄古寫本に、『加賀郡井家、爲乃以倍』としたもので、印本に『石川郡井家、井乃以倍』としたのは郡を誤つてゐる。後世井上庄がある。

イノイヘシヨウ 井家庄 河北郡に在つた。東鑑建久元年五月十二日の條に『加賀國井家庄地頭云々。』白山宮莊嚴講中記録安貞二年四月八日臨時祭の條に、『劍少人井家庄上總公子息。』親元日記文明八年十月十七日に、『下河原周防入道永門二條殿御家領加州井家庄領家職半分并淺野保御代官職事云々。』同書寛正二年九月十六日に、『勸修寺御家領加州井家庄御代官職事云々。』など、見える。

イノイヘノリカタ 井家範方 源平盛衰記 壽永二年五月二日の條に、『加賀國の住人井家二郎範方、十七騎の勢にて根上の松の程まで、返合く十一度まで散々に戦けるが、大勢に被取籠て範方終に討れにけり。』とある。範方は河北郡井上庄の人であらう。

キノウヘカズモト 井上和索 通稱萬太郎。藤太夫・勤助。祿二百石。御預地方御用。御大將番頭から漸く進んで御馬廻頭に至り、天明六年祿百石を加へ、寛政元年御儉約奉行を兼ね、二年歿した。

キノウヘゴンザエモン 井上權左衛門 初めて前田利長に仕へて俸百石を受け、大坂再役に書屋口で首三つを獲、銀五十枚・時服を賞賜せられ、後俸百石を加へた。子孫世々藩に仕へる。

キノウヘサエモン 井上左衛門 義經記に、『あちの山を出で越前國へいり給ふ。あちの山の北のこしに、若狭へかよふ道あり。のうみ山に行みちもあり。そこを三の口とぞ申ける。越前の國の住人つるがの兵衛、加賀國の住人井上左衛門兩人承て、あちの山の關屋をこしらへて云々。』とある。案ずるに、

斗力—斗ノ